

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
（障害福祉課）  
一
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可  
（都市計画課）  
一
- 宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務の委託  
（教育庁生涯学習課）  
一
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出  
（北部地方振興事務所）  
一
- 土地改良区役員の退任の届出  
（東部地方振興事務所）  
二
- 公安委員会  
二
- 警備業法施行細則の一部を改正する規則  
二
- 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部を改正する規則  
三

ページ

## 告 示

- 宮城県告示第七百二十号  
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十三年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五四〇〇九二八	事業所の名称及び所在地 すまいるライフ 仙台市太白区西中田 四丁目十三番四号	指定障害福祉サービスの種類 自立訓練（生活訓練）	設置者名 一般社団法人 日本福祉支援 協会	指定年月日 平成二十三年 十月一日
---------------------	---	-----------------------------	--------------------------------	-------------------------

○宮城県告示第七百二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十三年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

東松島市小野駅前土地区画整理組合

二 事務所の所在地

東松島市根古字鯉前五十四番地

三 設立認可の年月日

平成二十三年一月十八日

四 変更認可の年月日

平成二十三年九月二十六日

○宮城県告示第七百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館における図録売払代金の徴収事務を平成二十三年九月二十六日次のとおり委託した。

平成二十三年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都杉並区和泉一丁目三十五番十四号

株式会社オークコーポレーション

二 委託期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第七百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十月四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年十月四日	佐藤 純夫	大崎市田尻大沢字荒町四十三番地	監事
平成二十三年十月四日	小野寺 正行	遠田郡美里町萩埜字山王十六番地一	監事
平成二十三年十月四日	笠原 秀一	大崎市古川川熊字長清百四十一番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年十月三日	佐藤 純夫	大崎市田尻大沢字荒町四十三番地	監事
平成二十三年十月三日	尾上 賢一	遠田郡美里町中埜字高畑七十七番地二	監事

○宮城県告示第七百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、迫川沿岸土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十月四日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 戸 村 俊 幸

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年八月三十一日	行澤 貢一	登米市米山町西野字中町七十番地	理事

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第8号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年10月4日

宮城県公安委員会委員長 楡山 公夫

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成20年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

（認定の取消し等の公表）

第24条 法第8条の規定による認定の取消し、法第48条の規定による指示、法第49条第1項の規定による営業の停止命令又は同条第2項の規定による営業の廃止命令を行った場合は、その内容を行政処分実施結果表（別記様式第30号）により公表するものとする。ただし、指示に係る公表については、当該指示を受けた者が当該指示が行われた日から起算して3年以内に指示を受け、又は5年以内に営業の停止命令を受けた場合に限るものとする。

2 前項の規定により公表された者が宮城県以外に主たる営業所を設けている場合は、当該主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会にその内容を通知するものとする。

3 他の都道府県公安委員会が行った法第48条の規定による指示又は法第49条第1項の規定による営業の停止命令の通知を受けたときは、その内容を行政処分実施結果表により公表するものとする。

4 第1項又は第3項の規定による公表の期間は、当該公表を行った日から起算して3年間とする。別記様式に次の様式を加える。

別記様式第 30 号（第 24 条関係）

行政処分実施結果表

被 処 分 者	認定証番号	公安委員会 第	号
	氏名又は名称		
処 分 内 容	代表者の氏名		
	主たる営業所の所在地		
処 分 年 月 日	年	月	日
処 分 内 容			
処分を行った公安委員会	公安委員会		

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則の施行前に行った法第 8 条の規定による認定の取消し、法第 48 条の規定による指示、法第 49 条第 1 項の規定による営業の停止命令又は同条第 2 項の規定による営業の廃止命令については、なお従前の例による。

○宮城県公安委員会規則第 9 号

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 23 年 10 月 4 日

宮城県公安委員会委員長 檜山 公夫

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部を改正する規則

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則（平成 19 年宮城県公安委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を削り、第 6 条中「別記様式第 6 号」を「別記様式第 7 号」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（指示等の公表）

第 6 条 法第 14 条の規定による指示、法第 15 条第 1 項の規定による営業の停止命令又は同条第 2 項の規定による営業の廃止命令を行った場合は、その内容を行政処分実施結果表（別記様式第 6 号）により公表するものとする。ただし、指示に係る公表については、当該指示を受けた者が当該指示が行われた日から起算して 3 年以内に指示を受け、又は 5 年以内に営業の停止命令を受けた場合に限るものとする。

2 前項の規定により公表された者が宮城県以外に主たる営業所を設けている場合は、当該主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会にその内容を通知するものとする。

3 他の都道府県公安委員会が行った法第 14 条の規定による指示又は法第 15 条第 1 項の規定による営業の停止命令の通知を受けたときは、その内容を行政処分実施結果表により公表するものとする。

4 第 1 項又は第 3 項の規定による公表の期間は、当該公表を行った日から起算して 3 年間とする。別記様式第 6 号を別記様式第 7 号とし、別記様式第 5 号の次に次の様式を加える。

別記様式第6号(第6条関係)

行政処分実施結果表

被 処 分 者	探偵業届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
被 処 分 者	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に行った法第14条の規定による指示、法第15条第1項の規定による営業の停止命令又は同条第2項の規定による営業の廃止命令については、なお従前の例による。